

一般貨物自動車運送事業の事業停止処分

令和5年9月30日現在

(令和5年7月～令和5年9月)

行政処分の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分の内容	主な違反条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和5年8月22日	ライフ株式会社(法人番号 2160001003637)代表者金川海 秀	滋賀県大津市におの浜三丁 目4-40	本社	滋賀県大津市におの浜三丁 目4-40	事業停止(30日間) 輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第2号	令和5年1月17日、関係機関からの情報を端緒に 監査を実施。事業停止については、(1)点検整備 違反【定期点検整備等の未実施】(貨物自動車運 送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の 3、道路運送車両法第48条)の1件が認められ、使 用停止については、(1)事業計画変更認可違反 【乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違 反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行 規則」)第2条第1項第6号)、(2)事業計画変更事後 届出違反【主たる事務所の名称及び位置の変更 違反】(施行規則第7条第1項第1号)、(3)事業計画 変更事後届出違反【営業所又は荷扱所の名称、位 置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定 する区域内におけるものに限る。)の変更違反】 (施行規則第7条第1項第2号、第3号)、(4)事業者 の氏名、名称、住所の未届出(施行規則第44条第 1項第5号)の4件が認められた。	31	31

次回の更新は令和6年1月です。